

<益城町>

令和8年熊本地震
被災者支援メニュー

※本支援メニューは、第1版として作成したものです。今後、準備が整った支援制度から順次追加するとともに、掲載内容についても必要に応じて随時更新します。

目次

■情報発信に関すること

- 1 情報の発信..... 1

■証明書の発行に関すること

- 2 リ災証明書の発行..... 2

- 3 被災証明書の発行..... 2

■住まい・生活支援に関すること

- 4 災害ボランティアの依頼 3

- 5 災害ごみの仮置き場の設置..... 3

- 6 緊急修理（住家の被害拡大の防止） 5

- 7 応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） 6

■専門家への相談に関すること

- 8 熊本県弁護士会による法律相談 7

- 9 熊本県建築住宅センターによる無料住宅相談 7

- 10 中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口 8

- 11 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談 9

■税金や手数料に関すること

- 12 水道料金及び下水道使用料の減免..... 9

- 13 各証明書の交付手数料の免除 10

- 14 マイナンバーカードの再交付手数料の免除..... 10

■福祉・子育て支援に関すること

- 15 福祉用具の再給付..... 11

1 情報の発信

総務課 ☎096-286-3111
危機管理課 ☎096-286-3210

【益城町ホームページ】

災害時の緊急情報だけではなく、行政情報や暮らしに役立つ情報を総合的に発信しています。

町ホームページ



【LINE 公式アカウント】

益城町の LINE 公式アカウントを「友だち登録」すると、災害関連情報だけでなく、暮らしに役立つさまざまな情報を受け取ることができます。受け取りたい情報は設定により選択することもできます。

LINE 友だち登録



【益城町防災行政無線】

緊急を要する情報を一斉放送します。

聞き逃したときは… 自動応答電話☎286-0888 またはホームページで確認できます。

【ましきメール】

携帯電話やパソコンのメール機能で、避難情報など安心・安全に関する情報や、イベント情報やごみ出し関連情報などの行政情報をお届けしています。

<登録方法>

- ① mas@ansin-anzen.jp に空メールを送信。
- ② 返信された登録フォーム本文中のURLをクリック。
- ③ 「本登録画面へ」ボタンをクリックし、出てきた画面の登録項目を入力し、「登録」ボタンを押す。

<空メールを送っても届かない方へ>

- Anzen.jp のドメイン指定受信の設定をショップにてお願いします。
(下記お客様サポート参照)
- Anzen.jp のドメイン指定受信設定をしてください。
(メールアドレス指定受信ではありません)
- URL 付きメールの受信許可に設定してください。
- au の場合「なりすまし規制」を「中」以下に設定してください。

ドメイン指定受信の
設定方法はこちら



<お客様サポート（フリーダイヤル）>

docomo	0120 - 800 - 000
au	0077 - 7 - 111
Softbank	0800 - 919 - 0157
Y!mobile	0120 - 921 - 156

2 り災証明書の発行

税務課 固定資産税係 ☎096-286-3380

「り災証明書」は、災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた被害判定の度合いを、町が公的に証明するものです。

り災証明書は、調査を要するため、発行までに日数を要します。保険金請求の際は保険会社に確認のうえ、次項の「被災の事実のみ」を証明する被災証明書で対応できる場合は、即日発行できる被災証明書の申請をお勧めします。

【申請場所】

益城町役場 税務課

【手数料】

無料

【申請に必要なもの】

- ・ 本人確認証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・ 委任状（同一世帯でない方が申請する場合）

こちらのQRコード
からも申し込むこと
ができます。



3 被災証明書の発行

税務課 固定資産税係 ☎096-286-3380

「被災証明書」は地震、風水害、火災などによる住家以外の被災の事実を証明するものです。非住家、倉庫、家財、自動車などの被災状況について証明します。災害ごみの仮置き場への持ち込みや、各種保険の請求手続きなどに使用されます。（保険金請求の際には、加入している保険会社などに確認をお願いします。）

この証明は、被災状況を町に届け出たということを証明するものです。民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

【申請場所】

益城町役場 税務課

【手数料】

無料

【交付に必要なもの】

- ・ 被災したことを示す写真（プリントアウト不要。スマホ等画面で確認）
- ・ 本人確認証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・ 委任状（同一世帯でない方が申請及び受領する場合）

こちらのQRコード
からも申し込むこと
ができます。



4 災害ボランティアの依頼

災害ボランティアセンター ☎080-8427-8981
☎090-4583-1922

壊れた家財道具の運び出し、屋外・屋内の片付け等をボランティアに依頼することができます。

【開設場所】

益城町保健福祉センターはびねす 敷地内

【申込方法】

電話、FAX、QRコードのいずれかでお申し込みください。

- 電話 080-8427-8981（午前9時～午後4時）
090-4583-1922（ // ）
- FAX 096-289-0050（24時間受付）
- QRコード（24時間受付）

申込用
QRコード



5 災害ごみの仮置き場の設置

住民課 環境衛生係 ☎096-289-8077

地震により発生した、一時的な「災害ごみの仮置き場」を設置します。

※ 地震により、事務所、店舗、飲食店、工場、農業等で発生した事業系一般廃棄物及び産業廃棄物や、町外のごみは持ち込むことができません。

【持ち込む際に必要なもの】

被災証明書（コピー可）

【仮置き場に持ち込める災害ごみ】

①家電リサイクル4品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）及びその他家電

※ブラウン管テレビは不可

※リチウム電池内蔵の小型家電は電池を取り外すこと

（外した電池は、クリーンセンターに持ち込むか、収集日に通常ごみとしてごみステーションへ）

②ガラス・陶磁器

※割れていない皿やビン等は不可

③金属類

※主に金属が50%以上のもの

④木くず（代表例：木製家具等）

※家具の中身が入っていないこと

※衣類等はクリーンセンターに持ち込むか、収集日にごみステーションへ

⑤布団類

⑥石膏ボード・スレート

⑦瓦（セメント瓦以外）（代表例：焼瓦、陶器瓦）

※土や砂を混ぜないでください。

⑧コンクリートがら・セメント瓦（代表例：ブロック塀等）

※焼瓦や陶器瓦、その他混合物が混ざらないようにしてください。

【仮置き場に持ち込めないごみ】

生活ごみ：燃えるごみ（生ごみ、衣類等）、プラスチック類等

資源物：ペットボトル、ビン、カン、蛍光灯、乾電池、リチウム電池、紙類等

※その他、有害ごみも不可

【仮置き場設置場所】

旧中央小学校跡地グラウンド

（益城町大字福原 690 番地 1）※陸上競技場東側、益城復興事務所南側

※ 車両は国道 443 号側から入場いただき、警備員の誘導に従ってください。

※ 県道 57 号から右折での入場はできません。

※ 混雑防止のため、出入りは誘導に従って行ってください。

（詳しくは町ホームページをご確認ください。）

町ホームページ



【開場日】

8月 3日（月）から8月10日（月）まで ※土日も開場します。

8月17日（月）から9月11日（金）まで ※土日は閉鎖します。

【開場時間】

- ・ 午前の部 9時から11時30分まで受付
- ・ 午後の部 1時から 3時40分まで受付

【搬入ルート】



6 緊急修理（住家の被害拡大の防止）

都市計画課 ☎096 - 286 - 3340

令和8年熊本地震により被災した住家について、被害の拡大を防止することを目的とした「緊急修理」を支援する制度です。

※すでに支払いが済んでいる修理への支援はできません。必ず事前にご相談ください。

【対象となる内容】

具体的な例は、次のとおりです。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住家の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住家前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

【対象となる方】

当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある住家の所有者（物置、倉庫や駐車場等は対象となりません）

【費用の限度額】

1世帯あたり56,400円以内

- ※ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内です。
- ※ なお、それぞれの世帯にり災証明書が交付される場合には、緊急の修理のため支出できる費用の額は、それぞれの世帯に対し、1世帯当たりの額以内となります。

【申込期限と完了期限】

令和8年8月7日（金）まで（完了期限も同日）

※7月31日時点情報。現在熊本県において協議中です。（過去に延長された事例あり）

【申請受付窓口】（必要な書類等は個別にお渡しします）

都市計画課

【手続きの流れ】

- ◎（事前相談：要件への適合確認など）➡（事前調整：修理業者の確認や例示など）
- ➡申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）➡町から修理業者へ依頼➡修理実施

7 応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

都市計画課 ☎096-286-3340

令和8年熊本地震により被災した住家について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に益城町が応急修理を依頼します。費用についても、限度額の範囲内で益城町が修理業者へ支払います。

※すでに支払いが済んでいる修理への支援はできません。必ず事前にご相談ください。

【対象となる範囲】

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、早急に応急修理を行うことが適切であると認められる箇所です。

【対象となる方】（以下の全ての要件を満たす方）

- ① 災害により大規模半壊、中規模半壊または半壊（半焼）、準半壊程度の住家被害を受け、そのままでは居住することができない状態にあること。
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。対象者が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

- ※ ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。
- ※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならない。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

【費用の限度額】

1世帯あたりの限度額は次のとおりです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 757,000円以内
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯 367,000円以内

- ※ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、上記の1世帯あたりの額以内です。
- ※ なお、同一住家に2以上の世帯が居住しており、世帯ごとに必要最小限度の部分が相違する場合には、当該世帯ごとに最小限度の部分を整理する必要があります。この場合、世帯ごとに修理のために支出できる費用の額は、上記のとおりです。

【申込期限と完了期限】（7/31 時点）

令和9年1月27日（水）まで（完了期限と同日）

※ 上記の期限までに修理を完了（完了報告書や修理写真等の提出を含む）する必要があります。

8 熊本県弁護士会による法律相談

熊本県弁護士会法律相談センター ☎096-325-0009

熊本地震に関するもの、その他の相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

相談には事前予約が必要です。上記の問合せ先までお電話ください。

熊本地震被害関連のご相談は無料ですが、一般の相談については相談料が発生する場合があります。詳しくは、下記のお問合せ先にご連絡ください。

【日時】

祝日を除く毎週火・金曜日 午後1時～4時

【場所】

益城町役場 1階相談室

【相談時間】

1件につき30分

【相談内容】

- 熊本地震に関する相談
- 多重債務の相談
- 遺言・相続・労働者側の労働問題、被告や相手方になった民事・家事事件の係争中の代理人がいない方の相談（初回のみ）
- その他の相談で、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度を利用できる場合（それ以外の相談は5,400円）

※ 詳細は、予約の際にお尋ねください。

9 熊本県建築住宅センターによる無料住宅相談

一般財団法人熊本県建築住宅センター ☎096-385-0771

被災した住宅の補修や建て替えをしようと検討されている方に対し、一級建築士、弁護士、マンション管理士といった、それぞれの専門分野のエキスパートによる無料住宅相談を行っています。相談は電話による事前予約が必要です。

【相談内容・日時等】

相談内容	専門家	相談日	相談時間・場所
被災住宅改修等相談	一級建築士	毎月第1・第3水曜日	<時間> 午後1時～4時 ※要予約 <場所> 熊本県建築住宅センター
住宅一般相談 高齢化リフォーム相談	一級建築士	毎月第2・第4月曜日	
耐震相談	一級建築士	毎月第1・3水曜日	
法律相談	弁護士	毎月第2・第4月曜日	
マンション相談	マンション管理士	毎月第3月曜日	

※相談日が祝日などの場合は翌日に変更となります。

【予約受付時間】

祝日・休日を除く月曜～金曜 午前9時～午後5時

10 中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口

益城町商工会 ☎096-286-2551
産業振興課 商工観光係 ☎096-289-8307

益城町商工会は、今回の地震により影響を受けられた事業者の皆様の事業継続および復旧支援を図るため、「令和8年熊本地震に関する特別相談窓口」を設置しています。

事業所の被害状況のご相談や今後の資金繰り、支援制度の活用など、ご不明な点やご不安なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

【対象】

中小企業・小規模事業者

【相談窓口】

益城町商工会（益城町宮園715-1）

【主な相談内容】

- ・ 建物・設備・商品等の被害に関するご相談
- ・ 資金繰りや災害復旧融資（公的金融機関等）のご案内
- ・ 雇用維持や各種支援施策に関する情報提供
- ・ その他、事業継続・復旧に関するお困りごと全般

【参考：その他 事業者向け特別相談窓口】

令和8年熊本地震に伴う災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	中小企業事業	096-352-9155
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	0570-097-290
熊本県	日本政策金融公庫	八代支店	国民生活事業	0570-098-446
熊本県	商工中金	熊本支店		096-352-6184
熊本県	熊本県信用保証協会			096-375-2000
熊本県	熊本商工会議所			096-354-6688
熊本県	八代商工会議所			0965-32-6191
熊本県	荒尾商工会議所			0968-62-1211
熊本県	人吉商工会議所			0966-22-3101
熊本県	水俣商工会議所			0966-63-2128
熊本県	本渡商工会議所			0969-23-2001
熊本県	玉名商工会議所			0968-72-3106
熊本県	山鹿商工会議所			0968-43-4111
熊本県	牛深商工会議所			0969-73-3141
熊本県	熊本県商工会連合会			096-325-5161
熊本県	熊本県中小企業団体中央会			096-325-3255
熊本県	熊本県よろず支援拠点			096-286-3355
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
九州	中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課			092-263-0300
九州	九州経済産業局 産業部中小企業課			092-482-5451

11 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談

住宅金融支援機構 熊本センター ☎096-241-6180

被災された方の早期復興の支援のため、住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資などに関する相談窓口です。

【場所】（個人住宅の相談のみ）

益城町役場 1階相談室

【日時】

平日 午前10時～午後4時

（完全予約制）相談員は常駐しておりません。事前予約が必要です。

（予約連絡先）096-241-6180

【内容】

- ・ 住宅の建設・購入・補修に関する住宅ローンのご相談
収入を合算する場合や、親子リレー返済などのご相談も承ります。
- ・ リバースモーゲージ型の住宅ローンのご相談
満60歳以上の方がお申し込みできる、毎月のご返済は利息のみで、元金はお申し込みされた方がお亡くなりになった時に一括でご返済いただく住宅ローンです。

12 水道料金及び下水道使用料の減免

水道センター（水道課） ☎096-286-6880

浄化センター（下水道課） ☎096-286-1131

令和8年熊本地震の影響により、断水・水圧低下・水のにごりなどが発生しました。

そこで上下水道料金の8月請求分（7月使用分）及び9月請求分（8月使用分）の基本料金を減免します。

なお、10月請求分（9月使用分）からは通常料金となります。

【減免額】

- ・ 上水道基本料金：1,100円
- ・ 下水道基本料金：1,172円

【対象者】

全世帯

【その他】

お手続きは不要です。

13 各証明書の交付手数料の免除

住民課 住民係 ☎096-286-3112

被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、証明書の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

令和8年熊本地震で被災された方

【免除できる場合】

- 地震により、公営住宅に入居する場合
- 地震により、国または地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- 地震により、家屋などの滅失登記を行う場合
- 災害復旧のために保険金を請求する場合
- 災害復旧のために融資を受ける場合 など

【免除できる証明書の種類】

- 住民票など
- 印鑑証明
- 印鑑登録証の再交付（印鑑登録証または登録印を地震により紛失した場合に限ります）
- 各種税証明書
- 固定資産関係証明書

【申請に必要なもの】

- り災証明書または被災証明書
- 本人確認ができるもの

※コンビニ交付は免除の対象外です。

14 マイナンバーカードの再交付手数料の免除

住民課 住民係 ☎096-286-3112

令和8年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失した場合は、無料でカードの再発行の申請を行うことができます。

【対象となる方】

令和8年熊本地震で被災された方

【対象のお手続き】

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

【申請に必要なもの】

- り災証明書または被災証明書
- 本人確認ができるもの

15 福祉用具の再給付

福祉課障がい支援係 ☎096-286-3115

令和8年熊本地震により、使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

身体障害者手帳をお持ちの方で、令和8年熊本地震により、益城町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。

※詳細はご相談ください。

【給付対象の福祉用具】

◆ 障がい者日常生活用具

- ・介護用ベッド ・入浴補助器具 ・たん吸引器 ・ネブライザー（吸入器）
- ・ストーマ装具 など

【申請に必要なもの】

- ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・破損状況が分かる写真等

※福祉用具の種類により、その他必要書類がありますので、まずはご相談ください。